

- 公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「世界陸上財団」という。）は、都内におけるマラソン競技に関する経験・ノウハウを有している一般財団法人東京マラソン財団（以下「マラソン財団」という。）とマラソン競技等について相互に連携・協力体制を構築することを目的とした協定を令和6年3月28日に締結している。
- マラソン競技の実施にあたって、それぞれの資源及び実績等を活用し、連携してマラソン競技を円滑かつ着実に行うため、競技運営業務はマラソン財団が担い、必要な経費を世界陸上財団が負担する新たな協定を締結する。なお、その成果は、今後の陸上競技の普及発展及び東京のプレゼンス向上につながるものである。

## 協定の概要

- 協定期間 : 締結日から2025年12月31日まで
- 署名者 : 世界陸上財団 会長 尾縣 貢  
マラソン財団 理事長 早野 忠昭
- 協定金額 : 4.2億円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）

※第三者審査委員会を開催し、利益相反該当性を審査した結果、妥当であるとの答申を得ている。

## 役割分担

都内におけるマラソン競技に関する豊富な知見と実績を有するマラソン財団が競技運営部分を担い、全体の調整や、経費負担に係る部分を世界陸上財団が担う。

### ○ 世界陸上財団

- ・ マラソン競技の実施に係る全体調整（事業計画等の作成及び提供含む）
- ・ マラソン競技の実施に係る経費負担
- ・ その他、マラソン財団の役割に属さないもので、マラソン競技の実施等に関して世界陸上財団が必要と認めること

### ○ マラソン財団

- ・ マラソン競技の実施に係る競技運営業務
- ・ マラソン競技の実施に係るマラソン財団の資源を活用したPR活動
- ・ マラソン競技の実施に係る競技運営業務により得られた知識、ノウハウのマラソン財団の事業等への継承
- ・ その他、マラソン競技の実施等に関してマラソン財団が必要と認めること。

## 協定に係る関係

